

船舶事故等調査報告書

平成21年11月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009神第242号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成21年7月13日 19時00分ごろ	
発生場所	和歌山県美浜町紀伊日ノ御埼灯台から真方位264°7海里付近 (概位 北緯33°52.0′ 東経134°55.2′)	
事故等調査の経過	平成21年8月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 恵 ^え 比 ^ひ 須 ^す 丸、10トン WK2-5350 (漁船登録番号)、個人所有 B 漁船 第五 ^ひ 日の丸、7.3トン TO2-2950 (漁船登録番号)、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型船舶操縦士 B 船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	A 左舷後部外板に破口及びき裂 B 船首部外板の擦過傷	
事故等の経過	A船は、船長ほか1人が乗り組み、日ノ御埼西南西約6海里の漁場において北北西に向け底引き網漁を操業中、B船は、船長1人が乗り組み、日ノ御埼西南西約5海里の漁場に向かうため東進中、平成21年7月13日19時00分ごろ、A船の左舷後部とB船の船首部とが衝突した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南 風力 2、視界 良好 海象：うねり なし、波高 なし	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船が、B船と衝突を避けるための協力動作をとらなかったものと考えられる。 B船が、漁ろうに従事しているA船の進路を避けなかったものと考えられる。
原因	本事故は、日ノ御埼西南西方沖において、A船が漁ろうに従事中、B船が東進中、A船がB船と衝突を避けるための協力動作をとらず、また、B船がA船の進路を避けなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。	